

基本構想

第1章 生涯学習の意義

1. 生涯学習とは

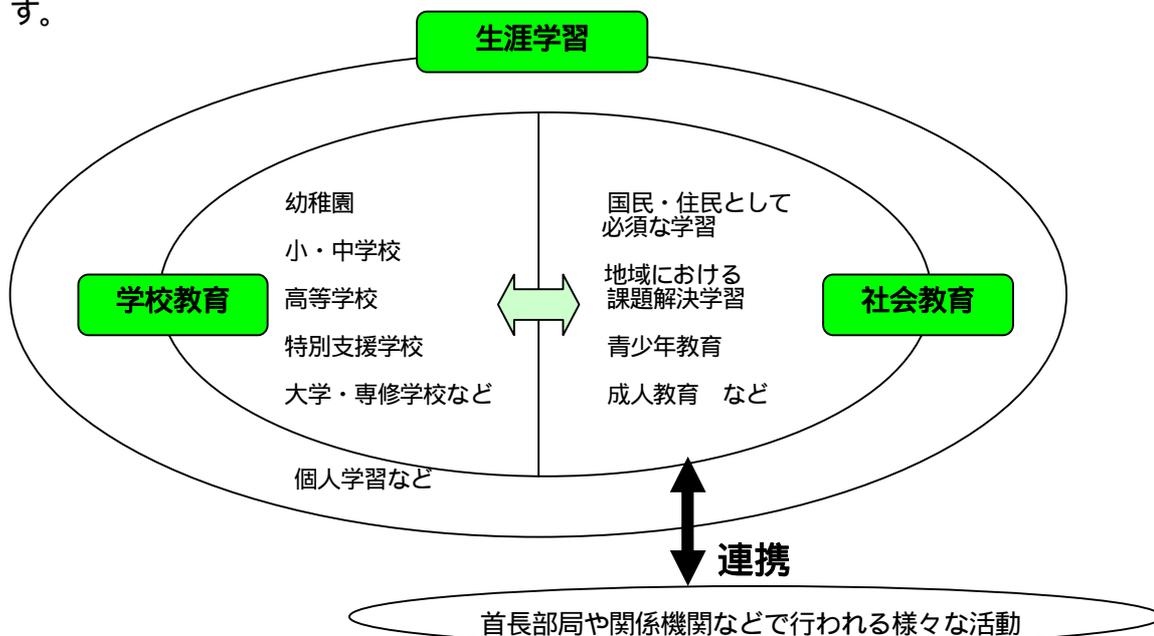
生涯学習とは、一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、自分の意思に基づくことを基本とし、必要に応じて自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動のことです。

生涯学習には、学校で行われている基礎的、基本的な教育活動や、仕事に役立つ知識や技術を身につける資格取得、企業内研修や、健康で豊かな生活を営むための趣味や教養、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動や、地域づくり活動、ボランティア活動等、あらゆる学習活動が含まれています。

また、学習の方法には、学校や公民館、民間の生涯学習関連施設等で行われる学習形態だけでなく、テレビ、ラジオ、書籍、新聞、インターネットなどを利用して個人で行う学習もあります。

こうした生涯学習活動は、自分自身を育て、潤いのある生活を築いていくことができるとともに、学習によって得た知識や技能を家庭、学校、地域などで生かすことによって、地域文化の向上や活力ある社会の形成にも貢献していくことができます。

このように、生涯学習には、一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、真に豊かな地域社会の実現に大きな役割を果たすことが期待されます。



いわゆる「生涯学習」は、社会教育のほか、学校教育や組織的に行わない個人的な学習活動なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。

資料：『「新しい時代の社会教育」平成18(2006)年2月 文部科学省生涯学習政策局社会教育課』より

2. 生涯学習の必要性

科学技術の進歩や高度情報化の進展をはじめ、今日、社会情勢は急激な変化をみせており、学校教育で得た知識や技能にとどまらず、日常生活においても、絶えず新たに生み出される知識や技能を生涯にわたって学んでいく必要があります。

このように社会が急激に変化し、かつ多くの現代的課題を抱える中、これらに向きあいながら主体的に生きていくためには、各自がそれぞれの資質や能力の向上に努め、生きる力を高めていく必要があります。

また、活力ある地域づくりを実現するためにも、市民が地域について理解を深め、地域の抱えている様々な課題に関心を持ち、その解決に向けた学習活動を行っていくことが求められています。

人は学ぶことで自己を磨き、視野を広げ、社会性を身に付けていくことができます。今、求められているのは、「生きる力」と「社会を担う力」、そして「地域を創る力」です。これらの力を育み、豊かな地域づくりにつながる生涯学習の推進が求められています。

3. これまでの生涯学習施策の流れ

昭和 56 (1981) 年

中央教育審議会答申「生涯教育について」の中で、初めて生涯学習という言葉が用いられました。ここでは、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とされています。

昭和 60 (1985) 年

ユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」では、学習が人間の生存にとって不可欠な手段であることを明言しています。

昭和 61 (1986) 年

臨時教育審議会答申では、それまでの学校中心の教育体系を生涯学習中心の体系へと移行する必要性が示されました。

平成 2 (1990) 年

『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』が制定されました。

平成 4 (1992) 年

生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の中では、「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」という理念が示されました。

平成 10 (1998) 年

和歌山県においては、生涯学習推進のための方策を示す『和歌山県生涯学習推進基本構想～ゆとりと充実のわかやまをめざして～』を策定しました。その中では、市町村の役割として、地域の特色を生かした生涯学習推進の構想に基づき、推進体制の整備を図るとともに、生涯学習によるまちづくりを進めていくことが大切であると示されました。

平成 11 (1999) 年

生涯学習審議会答申では、学習の成果を個人のキャリア開発やボランティア活動とともに地域社会の発展に生かすことの重要性が提言され、「生涯学習によるまちづくり」の推進が必要であるとされました。

平成 16 (2004) 年

生涯学習分科会答申「今後の生涯学習の振興方策について」の中で、「混迷する社会では、人々が社会に共通する課題を学習することが重要である」と指摘されています。

平成 18 (2006) 年

和歌山県社会教育委員会議では、本県の社会教育が置かれている現状や課題を明確にしつつ、社会の変化や社会教育を取り巻く新たな状況に対応した『今後の社会教育の在り方について～わかやまをつくる社会教育～』を報告しました。その中では、今後、社会教育を推進するにあたっては、住民の学習活動への支援という観点とともに、地域づくりのための社会参加活動の促進という視点が大切であると示されました。

平成 18 (2006) 年

改正された『教育基本法』において、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定されました。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

『教育基本法』より抜粋<平成 18(2006)年 12月 22 日公布・施行>

平成 20 (2008) 年

中央教育審議会答申「新しい時代時代を拓く生涯学習振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援や社会全体の教育力の向上、教育委員会の役割の明確化や社会教育施設の活性化、司書・学芸員等の資質向上など、行政面での改善について示されました。

第2章 田辺市が目指す生涯学習

1. 基本理念

人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち・田辺

本計画においては、田辺市のまちづくりの根底にある、人権尊重の精神を基本とし、「田辺市民憲章」及び『第1次田辺市総合計画』が掲げる、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指し、市民のだれもが、いつでも、どこでも、自らの意思と選択によって学ぶことができるとともに、学習の過程を通じて人と人につながり、そこで習得した知識や技能を地域づくりに生かすことができる生涯学習のまちを目指します。

2. 基本方針

基本理念の実現を目指し、次のように基本方針を定めます。

1. 人をはぐくみ 人をつなぐ生涯学習の推進 ～ 学びを通じて人づくり、仲間づくりを推進します ～

生涯学習の主人公は市民一人ひとりであり、その活動は、市民の自由な意思により、それぞれに適した手段や方法で行われるものです。「いつでも、どこでも、だれでも」学習機会が得られ、学ぶことのできる多様な選択肢の提供や生涯の各時期において、いつからでも学び始められるような学習機会の充実を図ります。

また、学習活動を通じて、人と人をつなぎ、仲間づくりを推進します。

2. 地域を創る生涯学習の推進 ～ 地域づくりにつながる生涯学習を推進します ～

少子高齢化、過疎化など社会環境の急激な変化により、地域での人々の連帯意識が希薄化し、地域社会の活力が低下しています。

こうした中で、地域の有する自然、歴史や文化など地域の特色と、地域の良さを見つめ直すとともに、地域が抱える様々な課題を共有しあい、地域全体で生涯学習に取り組む気運を高め、住民が共に学びあい、地域課題解決に向けて身近なところから行動できる人づくりを目指します。

3 . 生涯学習を支える環境の整備

～ 学びつづける環境の整備を推進します ～

市民の自主的な学習活動を支援するために、的確な市民ニーズの把握による事業の企画、実施に努めるとともに、学習情報の提供と学習相談体制の充実に努めます。

さらに、生涯学習センターや公民館、図書館、美術館、児童館などの社会教育施設だけでなく、行政、各種機関・団体等の学習情報の収集・提供に努めます。

「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできるまちをつくるために、多様な学習情報を提供するとともに、施設の機能充実も含めた総合的な学習環境の整備を目指します。